

スマホアプリ納付の手続きについて

スマホアプリ納付・・・スマホアプリ納付とは、国税庁長官が指定した納付受託者（GMOペイメントゲートウェイ株式会社）が運営するスマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）から、納税者が利用可能なPay払いを選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

「国税スマートフォン決済専用サイト」は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する国税のスマホアプリ納付専用の外部サイトです

～国税スマートフォン決済専用サイトへのアクセス方法の集約化について～

令和7年2月1日から、税務行政におけるDXを一層推進する観点から、より多くの納税者の方に、スマートフォンまたはパソコンを利用して自宅等で申告から納付までの一連の手続きをデジタルでシームレスに完了していただくことを目指し、これまで複数あったアクセス方法をe-Taxを経由する方法に集約されます。

令和7年2月1日から、スマホアプリ納付を行う場合には、お手持ちのスマートフォンまたはパソコンからe-Taxにより申告等の手続きを行っていただいた上、e-Taxを経由して「国税スマートフォン決済専用サイト」をご利用ください。

※ 確定申告書等作成コーナーで申告書を書面で作成した際に出力されるQRコードについては、令和7年1月6日から出力されなくなります。

e-Taxを経由していただくことで、「国税スマートフォン決済専用サイト」では、住所や氏名等の情報を入力することなく簡単に納付手続きを完了することができます。大変便利です。ぜひご利用ください。

<留意点>

● アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。

● 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用できない税目があります。

● 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。

※利用するPay払い（〇〇ペイ）で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

● 領収証書は発行されません。

※領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。

なお、「納付手続きの完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続き完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

（ご注意）

スマホアプリ納付は、納付税額が30万円以下の方が納付するための手続きです。30万円を超える納付税額の方が、アプリ納付を行う目的で複数回に分けて納付することはお控えくださいとのことです。

30万円を超える税額の納付には、他のキャッシュレス納付手段（ダイレクト納付、振替納税、インターネットバンキングを利用した電子納付等）であれば一度で手続きを終えることができ大変便利です。そちらをご利用いただくことが可能です。

～スマホアプリ納付の手続きに関するQ&A～

国税庁は、「スマホアプリ納付の手続きに関するQ&A」を公表しております。この中からいくつかご紹介させていただきます。

問 スマホアプリ納付が可能な税目を教えてください。また、附帯税（加算税、延滞税等）もスマホアプリ納付は可能ですか。

〔答〕 次の税目の納付が可能です。

また、本税に加えて、附帯税（加算税、延滞税等）の納付も可能です（附帯税のみの納付も可能です。）。

- ・ 申告所得税及び復興特別所得税
- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ 法人税（グループ通算、連結納税を含む）
- ・ 地方法人税（グループ通算、連結納税を含む）
- ・ 相続税
- ・ 贈与税
- ・ 源泉所得税及び復興特別所得税
- ・ 源泉所得税（告知分のみ）
- ・ 酒税
- ・ たばこ税
- ・ たばこ税及びたばこ特別税
- ・ 石油税
- ・ 石油石炭税
- ・ 電源開発促進税
- ・ 揮発油税及び地方道路税
- ・ 揮発油税及び地方揮発油税
- ・ 石油ガス税

- ・ 航空機燃料税
- ・ 登録免許税（告知分のみ）
- ・ 自動車重量税（告知分のみ）
- ・ 印紙税
- ・ 国際観光旅客税

- ※1 所得税徴収高計算書の提出が必要となる「源泉所得税及び復興特別所得税」の納付については、e-Tax（国税電子申告・納税システム）において、所得税徴収高計算書データを送信した後、メッセージボックスに格納される受信通知から「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスする方法により、納付が可能です。
- 2 「告知分」とは、国税通則法第36条の規定により、税務署長が行う納税の告知を指します。
- 3 印紙を貼り付けて納付するなど、納付書を添えて納付されない税目は除きます。

問 夜間や休日でも利用できますか。

〔答〕 スマホアプリ納付は夜間休日を問わず、24時間いつでもご利用が可能です。

なお、e-Taxの受信通知からアクセスする方法によりスマホアプリ納付を利用する場合は、e-Taxの利用可能時間内に限り、ご利用が可能です。

※ メンテナンス作業等でご利用いただけない時間が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問 領収証書は発行されますか。

〔答〕 領収証書は発行されません。

領収証書が必要な場合は、現金に納付書を添えてお近くの金融機関や所轄の税務署の窓口で納付してください。

問 決済手数料はかかりますか。

〔答〕 スマホアプリ納付の利用に当たっては、決済手数料はかかりません。

問 スマホアプリ納付が利用できるのは、いくらまでですか。

〔答〕 スマホアプリ納付は、納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。これとは別に、利用されるPay払いで設定された利用上限金額により、決済可能な金額が制限される場合もあります。

Pay払いごとの利用上限金額は、利用されるPay払いの決済サービス運営会社へお問い合わせください。

なお、納付税額が30万円を超える納税者の方は、他のキャッシュレス納付手段をご利用ください。

問 スマホアプリ納付を利用した場合、ポイントは付与されますか。

〔答〕 ポイント付与については利用されるPay払いによって取扱いが異なりますので、利用されるPay払いの決済サービス運営会社へお問い合わせください。

問 振替納税を利用しているのですが、スマホアプリ納付を利用するに当たり、何か注意することはありますか。

〔答〕 振替納税を利用されている方は、申告手続等により税額が確定すれば、振替納税の口座引落日（振替日）に自動振替により納付手続が完了します。

そのため、振替納税によらずスマホアプリ納付の利用を希望される場合で、特に振替納税の口座引落日（振替日）が納期限と同一になる次の税金については、振替納税による引落しがされないように、あらかじめ所轄の税務署へ連絡した上でスマホアプリ納付をご利用ください。

- 申告所得税及び復興特別所得税
 - 1 予定納税1期分（納期限：7月31日）
 - 2 予定納税2期分（納期限：11月30日）
 - 3 確定申告延納分（納期限：5月31日）

※ 上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

その他のQ&Aもございます。

ご利用にあたっては、手続きの詳細等、国税庁ホームページをご確認ください。